

2023年5月10日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

定款改正後の処理について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記について、今年度開催の総会において定款改正が議決された後の処理は、下記を参考にしてください。

なお、今回の理事会・経費の賦課部分、及び字句の変更のみの場合は、法務局での登記手続は不要となります。

記

1.議事録の作成

2.国税局へ認可申請

「酒類業組合定款変更認可申請書」(別紙)

添付書類・定款の変更を記載した書面及び新旧対照表

- ・変更の理由を記載した書面(別紙2)
- ・変更を議決した総会の議事録の謄本

(注) 酒類業組合法で登記が必要とされている事項

第六十条 一 事業・二 名称・三 地区・四 事務所の所在場所・五 酒類業組合の存続期間

又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め・六 代表権を有する者

の氏名、住所及び資格・七 公告の方法

第六十一条 酒類業組合において前条に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その

主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない